

非課税世帯と家計急変世帯は、対象者が異なります。両方は申請できません。
 詳細については、在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。



支給要件

令和4年7月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- 保護者等が奈良県内に住所を有していること
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が0円（非課税）、または生活保護受給世帯（生業扶助）であること（均等割は1円以上でもOK!）
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給（授業料支援）を受ける資格を有する者であること。（高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者も含まれる。）
※詳細については、在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。

【注意事項】

- ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
- ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されている場合は対象外です。
- ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

必要書類

申請区分に応じて、以下の書類を提出してください。

	申請書	生活保護受給証明書	課税証明書	扶養申立書	口座振替申出書
①生活保護受給世帯	●	●			●
②非課税世帯【第1子】	●		●		●
③非課税世帯【第2子以降】	●		●	●	●

上記の申請書様式については、在学する高等学校等の事務室等で配布されます。また、県教育委員会事務局学校支援課のホームページからダウンロードすることもできます。※申請書は必ず両面印刷してください。

提出期日

8月5日(金)をめぐに、在学する高等学校等から県教育委員会への提出となります。(1次申請)
 提出期限後は受付できませんので、必ず提出期限内に在学する高等学校等に提出してください。

※学校によって必要書類が異なる場合があります。

◆ダウンロードはこちらから→

奈良県 国公立奨学金給付金

検索

Q1. 「道府県民税及び市町村民税の所得割」は何で確認したらいいですか？

A1. 「特別徴収額の決定・変更通知書」…6月頃に勤務先より配布
 もしくは「**(非)課税証明書**」…7月頃にお住まいの市町村役所で入手して確認できます。
 ※令和4年度発行(令和3年分)が明示された証明書が必要です。また、源泉徴収票では、道府県民税及び市町村民税の所得割は確認できません。

Q2. 生活保護(生業扶助)受給証明書はどこで発行してもらえますか？

A2. お住まいの市町村福祉事務所で発行できます。
 ※発行日が「令和4年7月1日」以降であることが必要です。



Q3. 他の奨学金との併用はできますか？

A3. 民間等の団体が主催する他の給付型奨学金については、併用できる場合がありますので、希望する団体にお問い合わせください。

⚠ 早期支給を受けられた方でも、残額を受け取るためにはもう一度申請していただく必要があります。